

長崎シビックホール 利用規定

2007年11月13日改訂

2012年11月1日

長崎シビックホール利用規定

(目的)

第1条 コミュニケーションワン株式会社は、長崎の次世代を担う子供たちの健全な成長、および、親と子の絆を深めることをサポートするための施設として、かかる目的のため、メットライフアリオ長崎ビルディング内において、長崎シビックホール（以下「シビックホール」という。）を開設し、運営することとし、シビックホールの利用に関し必要な事項を定めるために本規定を制定するものとする。

(利用者及び利用目的の範囲)

第2条 シビックホールは、前条所定の設置目的のために、適切に利用されるものとし、利用者は、本利用規則およびコミュニケーションワン株式会社内シビックホール運営事務局（以下「運営事務局」という。）の指示を遵守するものとする。

2. 本設置目的に合致しない利用（本設置目的を逸脱または潜脱する利用、葬儀、営利的活動、政治的活動、宗教的（またはこれに類似する思想的）活動、その他本設置目的に合致する他の利用者の利用を阻害する目的・態様・効果による利用を含むが、これらに限られない。）は、これを行うことができない。

3. シビックホール入館利用を希望する者は、利用初回までに、シビックホール運営事務局において定める書式（氏名を記載事項とする）に記載し提出することによって利用申し込みを行い、これに対応して発行される利用カードの交付を受けて、次回以降、利用カードの提示によりシビックホールへの入館・利用を行うものとする。

①利用カードの交付を受けた者は、当該カードを本人以外の者に使用させず、善良なる注意義務をもって管理するものとし、盗難、紛失等の際は運営事務局に対しすみやかに当該事実を届け出る。

②利用申し込み時に記入した事項に変更があった場合には、次回利用までに必ず運営事務局に当該変更事項を書面により提出するものとする。

③利用カードは、シビックホール2階部分において外部団体が使用して実施する催事がある場合において、当該催事の参加、聴講等の権利を保証するものではなく、かかる催事への参加・聴講等は当該催事ごとに設定される定員その他参加条件によるものであることを確認する。

(禁止行為)

第3条 本規定に別途定めるほか、入館・利用において以下の行為は禁止されるものとする。なお、館内に影響を与える限りにおいて、館外といえどもメットライフアリオ長崎ビル敷地内での行為も同様とする。

(1) 飲酒、または飲酒者の利用。

(2) 利用者が自ら携行または持ち込んだもの、事後にゴミ・廃品・不要物となったもの等の放置・遺棄。

(3) 喫煙、騒擾、一部団体による占拠、その他、乳幼児・妊婦等を含めた他の利用者に危険または迷惑をおよぼすおそれのある行為。

(4) 動物同伴の入館（ただし、十分な訓練を受けた盲導犬または介護犬であり、他の利用者に危害を与える虞のない態様による入館・管理が利用者の責任においてまっとうされる確証のある場合を除く。）

- (5) 物品等の宣伝・販売、団体等への勧誘、その他つきまとい行為。
- (6) 薬品・劇物、火気、揮発物その他爆発の虞のあるもの、刃物その他これに類する鋭利なもの、その他危険物、悪臭を発生するものその他不衛生物等を、館内に持ち込み、または館内において発生させる行為。
- (7) 運営事務局による事前かつ明示の許可を得ずして行う館内または館外撮影、他の利用者を害する撮影等。
- (8) 本設置目的に反し他の利用者の利用を排斥する行為、乳幼児ないし児童・生徒等の健全な育成を阻害する行為、その他、他の利用者に身体的または精神的苦痛を与える行為。
- (9) 公序良俗に反する行為、風紀を害する行為、刑法・条例その他一切の法令に反する行為。
- (10) 設備・備品等の持ち出し、その他設備備品等の私的流用。
- (11) 開館時間外の館内滞留、入館。
- (12) 本規定または本規定に基づく運営事務局の指示に反する行為。
- (13) その他、本設置目的に反する一切の行為。

2. 禁止行為に該当した場合、運営事務局は、当該利用者の入館・利用を禁止することができる。

(利用者責任)

第4条 入館および館内利用は利用者各自の責任において行い、盲導犬等同伴の許される動物等の同伴または利用者の携行品は、入館または当該持ち込みに関する利用者本人が十分な注意をもって自他に危害のないよう監護または管理するものとする。

2. 未成年者は監護者が責任をもって常時監護するものとし、目を離す、その他その他監護に関する注意違反等のないこととする。

3. 利用者の利用、利用者間において生じる紛争・事故等に関し、シビックホール運営者(建物所有者・管理者・受託者を含む。)は責任を負わない。

(利用料金)

第5条 シビックホールにおける施設利用は無料とする。

(利用時間)

第6条 シビックホールの開館時間は、午前10時から午後4時まで(土日祝祭日は午後5時まで)とする。また、月曜日は休館日とする。但し、特別な理由があると認められる場合はこの限りでない。なお、年末年始(12月28日～1月4日)は休館日とする。

2. 2階部分において一般申込みにより開催されるイベントのための利用に関する事項は、別途2階フリースペース利用規定において定める。

(損害等)

第7条 利用者は、シビックホールに関する施設または設備を破損したとき、もしくは利用者の安全にかかわる破損・不具合等を発見したときは、シビックホール運営事務局員にただちにその旨を報告する。

2. 利用者の責めに帰すべき事由により施設・設備の破損等その他損害を生じたときは、利用者がその損害に関する賠償の責任を負うものとする。

(改廃)

第8条 この規定は、コミュニケーションワン株式会社により、適宜改廃されることがあり、改廃のあったときは、すみやかにホームページ上またはその他の手段において掲示する。

以上